松江市告示第138号

松江市私道整備助成事業補助金交付要綱（平成22年松江市告示第154号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

松江市長　上　定　昭　仁

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（補助金交付の対象となる私道）
第3条　補助金交付の対象となる私道は、次の各号のいずれにも該当するもののうちから市長が決定する。
(1)　不特定多数の者及び車両<u>の一般交通</u>の用に供しているもの
(2)～(5)　略
2・3　略
（補助金交付の目的等）
第4条　補助金の名称、補助金交付の目的、補助金交付の対象である事業の内容、補助金の交付の率又は金額、補助事業者の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。
<table><tr><th colspan="2">略</th></tr><tr><td>終期</td><td><u>令和6年3月31日</u></td></tr></table>2　前項の表中、路面の補修工事については、現物支給することができる。</td><td>（補助金交付の対象となる私道）
第3条　補助金交付の対象となる私道は、次の各号のいずれにも該当するもののうちから市長が決定する。
(1)　不特定多数の者及び車両の用に供しているもの
(2)～(5)　略
2・3　略
（補助金交付の目的等）
第4条　補助金の名称、補助金交付の目的、補助金交付の対象である事業の内容<u>及び</u>補助金の交付の率又は金額、補助事業者の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。
<table><tr><th colspan="2">略</th></tr><tr><td>終期</td><td><u>令和5年3月31日</u></td></tr></table>2　前項の表中、路面の補修工事については、現物支給することができる<u>ものとする</u>。</td></tr>
</table>

附　則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。